

■家屋の名義人変更について

- ① 土地・家屋の固定資産税は、相続・売買・贈与などがあつた場合、真の所有者に名義を変更して課税しなければなりません。
- ② 登記されている家屋の相続・売買・贈与などの場合、所轄の法務局において所有権移転の登記手続きを行ってください。
- ③ 未登記の家屋について相続・売買・贈与などを行った場合、「未登記家屋名義人変更申請書」を提出してください。
- ④ 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日ですので、納税義務者の変更は翌年度からとなります。

■添付書類について

□ 相続の場合

遺産分割協議書の写し又は権利者以外の法定相続人全員の権利放棄書の写し。

上記書類が無い場合には、被相続人が亡くなったことのわかる書類(※)、相続人がわかる書類(※)及び相続人全員の印鑑登録証明書。

((※)の書類については写しでも可)

□ 売買の場合

売買契約の成立を証する書面の写し(売買契約書等)。

上記書類が無い場合には、譲渡人及び譲受人の印鑑登録証明書。

□ 贈与の場合

贈与契約の成立を証する書面の写し(贈与契約書等)。

上記書類が無い場合には、贈与者及び受贈者の印鑑登録証明書。